

2017年10月3日
於：ブリュッセル

日EUハイレベル金融協議（仮訳）

日EUハイレベル金融協議が2017年10月3日、ブリュッセルで開催された。本年の協議は、金融セクターにおける規制及び監督上の最近の動向について、国際的側面及びそれぞれの国・地域内における側面から、双方が意見交換を行うための重要な機会となった。

日EUハイレベル金融協議は、氷見野良三 金融庁金融国際審議官及びオリビエ・ゲルサン 欧州委員会金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局長が共同議長を務めた。

金融庁及び欧州委員会は、双方のバイでの協力の現状やそれを強化する方法、特に、将来の日EU・FTA/EPAの下での規制上の協力枠組みを見据えた議論を行った。また、双方の規制及び監督の枠組みの相互依拠の可能性についても議論を行った。金融庁及び欧州委員会は、国際金融システムの将来、国際的フォーラムにおける協調、及び英国のEU離脱に係る潜在的な影響についても意見を交わした。金融庁及び欧州委員会は、バーゼルⅢ改革の決着について意見交換を行うとともに、銀行セクターのリスク削減に係るG20のコミットメントについて、各々の実施状況を議論した。この中では、不良債権及び銀行の収益性の問題が着目された。加えて、欧州委員会の提案しているCRD/CRR改正案の下で、第三国のグローバルにシステム上重要な金融機関がEU内に二以上の拠点を持つ場合、EU域内に中間親会社（IPU）の設立を求める新たな規制案についても議論を行った。双方は、金融テクノロジー（Fintech）発展の重要性の増加についても議論を行った。

この機会に、金融庁は欧州委員会に対し、日本における資金の流れを変えるための取組み（iDeCo、NISA、顧客本位の業務運営に関する原則、スチュワードシップコード、及びコーポレートガバナンスコードを含む）について説明を行った。

また、欧州委員会は日本側に対し、資本市場同盟の中間レビューにおける優先課題、証券化に関する規制案、EMIRに基づくCCPの監督に関する規制案について説明を行った。

本協議には、金融庁及び欧州委員会に加え、欧州銀行監督機構（EBA）、欧州保険年金監督機構（EIOPA）、単一監督メカニズム（SSM）、単一破たん処理委員会（SRB）、及び欧州証券市場監督機構（ESMA）の幹部が同席した。関係者は、双方のマクロプルーデンス政策及び監督上の枠組みについて、広く意見交換を行った。